

氷見市ホームページ広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、氷見市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、氷見市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、市ホームページの最下部（フッター部を除く。）とし、枠数は10枠とする。

(広告の範囲等)

第4条 市ホームページに掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるものと同様とする。

2 前項及び要綱第4条は、リンク先のホームページについて準用する。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦 140 ピクセル・横 320 ピクセル
形式	JPEG 又は GIF（アニメーション可）
データサイズ	10KB 以下

2 広告はアクセシビリティに配慮したものであるとともに、閲覧者に不快感を与えないものでなければならない。

(広告の募集期間)

第6条 広告の募集期間は随時とし、市ホームページその他の方法で募集するものとする。

2 広告掲載の申し込みは、広告掲載月の2か月前の初日から受け付けるものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は1か月単位とし、申し込む者が希望すれば、12か月を超えない範囲で連続した複数月とすることができる。ただし、申し込みは、申し込んだ年度内の範囲とする。

2 広告の掲載開始日は、原則として月の初日とする。

3 広告の掲載終了日は、原則として月の末日とする。

(優先順位)

第8条 要綱7条の1項に定める順位に次いで、次の順位により掲載の可否を決定する。

- (1) 第1順位 連続する掲載期間の長いもの
- (2) 第2順位 先に引き続き継続して掲載するもの

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、一回の申し込みにおいて複数月の掲載を希望する場合は、その月数に応じて次の割引を適用する。

掲載月数	割引額
3か月以上6か月未満	掲載料総額に5%を乗じた額
6か月以上9か月未満	掲載料総額に10%を乗じた額
9か月以上12か月未満	掲載料総額に15%を乗じた額
12か月	掲載料総額に20%を乗じた額

2 広告主(要綱第6条に規定する広告主をいう。以下同じ。)は、前項の規定による広告掲載料を、原則として広告の掲載開始日から起算して10日前までに、市が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

(原稿の提出)

第10条 広告主は、広告原稿を広告掲載開始日から起算して10日前までに、市が指定した方法により提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成及び提出に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 市は、提出された原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、広告の内容を月単位で変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により広告を変更する場合に準用する。

(リンク先の変更)

第12条 広告主は、当該広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日の5日前までに届け出るものとする。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年3月17日から施行する。

(平成20年3月の広告掲載の特例)

2 平成20年4月に掲載する広告に限り、平成20年3月からその広告を掲載することができる。この場合において、平成20年3月分の広告掲載料は無料とする。

(施行期日)

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成26年1月15日から施行する。

(平成25年度及び平成26年度の広告掲載料の特例)

2 平成25年度及び平成26年度に限り、申し込んだ広告の掲載日数が12か月に満たない場合であっても、当該申し込んだ日の属する年度の4月から3月まで連続して広告を掲載することとなる場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、割引額を掲載料総額に20%を乗じた額とする。